

坂監公表24第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項および第4項の規定に基づき平成24年度定期監査を実施したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成25年3月4日

坂出市監査委員 本 多 聰

坂出市監査委員 松 田 実

平成 24 年度定期監査報告書

平成 24 年度に執行した事務について、次のとおり監査を実施した。

第 1 監査の内容

主に平成 24 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日までに執行した事務および財務に関する事務の執行ならびに経営に係る事業の管理について、地方自治法第 2 条第 14 項（最少の経費で最大の効果）および第 15 項（組織および運営の合理化）の規定の趣旨に則って行われているかについて監査を実施した。

第 2 監査の対象

部 局 名	課 名 等
総 務 部	・秘書広報課・職員課・危機監理室・政策課・総務課・税務課
市 民 生 活 部	・市民課・人権課・環境交通課・生活課
健 康 福 祉 部 (福祉事務所)	・けんこう課・ふくし課・こども課・かいご課
建 設 経 済 部	・産業課(にぎわい室)・建設課・みなと課(港務所)・都市整備課
教 育 委 員 会	・教育総務課・学校教育課・生涯学習課(公民館等) ・文化振興課(図書館等)
消 防 本 部	・庶務課・予防課・消防署
農 業 委 員 会	事務局
選 挙 管 理 委 員 会	事務局
議 会 事 務 局	事務局
水 道 局	・監理課・工務課
市 立 病 院	・庶務課・医事課

第 3 監査の期間

平成 24 年 10 月 3 日から同年 11 月 27 日まで

第 4 監査の方法

今回の監査は、執行した事務および財務に関する事務の執行ならびに経営に係る事業の管理についての合法性、正確性、効率性等を主眼におき、監査の過程で必要に応じて適正および効率性、能率性、有効性の確保に留意して行政的監査を行った。

監査対象部課からは、職員の事務分担表、主要な年間事務事業の計画および実績、懸案事項および業務に関する問題点、委託料調書、負担金補助および交付金調書、工事請負費調書、備品購入費調書、各施設状況調書、管理運営に当たっての問題点および今後の課題、使用料および手数料調書、扶助費調書、貸付金調書、特別会計調書、基金調書などの監査資料の提出を求め、通査するとともに事業の執行について関係職員より説明を聴取し、必要に応じて出先機関に出向いて監査を実施した。

第5 監査委員の除斥

- (1) 人権課の監査において、本多聰監査委員は地方自治法第199条の2に規定により除斥されました。
- (2) 議会事務局の監査において、松田実監査委員は地方自治法第199条の2により除斥されました。

第6 監査の結果

監査の結果、事務の執行については概ね適正に処理されていると認められたが、一部事務処理において、改善、検討等を要する事項が見受けられた。

なお、監査執行過程において比較的軽微な事項についてはその都度関係各課に注意を行い、あるいは口頭により善処するよう指導し、記載を省略しているが、指摘および善処を要する事項については監査委員の意見を下記のとおり付するものである。

今後、事務の執行にあたっては、指摘および善処を要する事項に十分留意するとともに、改善の措置を講じたときは地方自治法第199条第12項の規定に基づき、遅滞なく通知されたい。

今回の監査で指摘および善処を要する事項

(1) 各課共通事項

職員体制については、多様化した市民ニーズおよび県からの権限移譲により、業務量の増加が予想されるため、正規職員を前倒し採用しているが、新たな行政需要等に対して定数外職員で対応している部署が多くなっている。部署によっては、専門的な技能や資格を有する嘱託員を長期に任用することで、業務の遂行が可能な状況になっている。定数外職員の場合、短期の任用を前提としているため、今後、長期的な業務のあり方を見据えた職員体制を求める。

(2) 各課個別事項

【総務部】

職員課：①多くの職員が香川大学大学院学位取得助成金を活用して、当該大学院で得た職務遂行能力の向上に資するので、助成金制度の活用を要望する。

②全国的に非正規職員の割合が増えている状況下であるが、本市では職種ごとに適正な形にするため、多少前倒しで正規職員の雇用に取り組んでいるが、今後も計画的な正規職員の配置を要望する。

危機監理室： 坂出市防災士資格取得補助金を活用して、幅広く市民の方々に防災士の資格を取得して頂いて、地域の防災力に寄与できるよう要望する。

政策課： 近年では昔からのコミュニティが廃れていっており、地域文化

の保存に対して住民に負担をお願いすることが難しくなっている。そのような状況にあるため、地域文化を保存する施策を維持し、地元への浸透を進めるよう要望する。

税 務 課： 市税には、多くの未収金が発生しており、県の滞納整理推進機構と協力して滞納整理にあたるなど様々な努力をしているが、財源の確保と不公平感の解消のためにも厳正かつ迅速な対応を求めるものである。今後も県の滞納整理推進機構と協力して滞納整理を進めて頂きたい。

【市民生活部】

環境交通課： 循環バス事業は、この10月から始まったばかりである。今後、試行錯誤しながら見直していくと思いますが、市民の意見などを聞き入れて、市民が利用しやすいサービスになるよう協議検討されたい。

生 活 課： ①生活課は公用車交通事故の専決処分を目にする。車の運転に当たっては、運転者、同乗者が互いに連携して安全確認を行うなど、事故防止の体制作りを協議・検討されたい。

②市民にゴミ分別の意識が浸透してきている。集積所に当番がいなくても、ゴミの分別をしっかりと行っている。今後も引き続き、ゴミ分別の推進を要望する。

【健康福祉部】

けんこう課： 保健事業の推進のために、資格を持った保健師の臨時・嘱託では大変なので、関係課と職員体制について協議・検討されるよう要望する。

ふくし課： 今後の事務の取扱いは、県からの権限移譲・生活保護の世帯・保護費の増加傾向が見込まれる。職員体制は専門的な知識で専従の者が必要であり、関係課と協議・検討されるよう要望する。

かいご課： 国の認知症対策等総合支援事業のモデル事業の指定を受けた市民後見人推進事業は、身内でない市民後見人養成研修を受けた市民が後見人になる事業で、社会福祉協議会と連携して市民後見人の適正な活動のための支援体制が行われるよう要望する。

【建設経済部】

産 業 課： 課の職員不足という問題はあるが、今後地籍調査事業は、平成25年度からの地積調査実施に向けて、市民に迷惑が掛からないように人員の確保を協議・検討されるよう要望する。

建 設 課： 市営住宅について、ストック活用計画の見直しも含めて、住宅

長寿命化計画を作成する予定である。鉄骨造等の住宅については、もう一度洗い直しを行い、少しでも長い期間使えるような計画を協議・検討されるよう要望する。

都市整備課： 公園は地域住民の憩いの場であり、また住民が集まり交流する場でもあり、周辺環境への影響は大きい。木が生い茂るなど公園の環境が悪化すれば、交通や治安の面でも問題となる。公園整備については、計画的な管理を要望する。

【教育委員会】

学校教育課： 現在、学校支援ボランティアの一環として、地域にいる多才な技能を持つ人にその技能を活かす形で学校のクラブ活動講師となってもらい、生徒への指導に協力してもらっている。このような試みは、生徒が礼儀作法等の社会性を学ぶことにも役立つ。地域の人に生徒を指導してもらう事については、まず学校側の理解があるうえでの話ではあるが、機会があれば、地域の人が持つ技能を学校事業に役立てるような取り組みを進めるよう要望する。

生涯学習課： 中央公民館の坂出イオンへの移転後について、民間の施設なので、施設側（防火・防災訓練）も責任を持ってもらう事もあるかもしれないが、利用者が安全で利用しやすい公民館を要望する。

文化振興課： 嘱託員1名のみ配置の施設が多い。休暇等で職員の応援要請があれば本課と連携を取っているが、教育会館から離れた施設では本課での対応が難しい。やはり、1名の配置は問題があるので、職員体制の見直しを協議・検討されるよう要望する。

【農業委員会】

農業委員会： 農業委員会の業務は、農地法に基づく農地の権利移動などの審査、決定業務、いわゆる法令業務と農地の利用集積や担い手育成などの農業振興業務に大別されている。委員会には、遊休農地だけの問題でなく、これまで以上に重要な取り組みが増えてきている。職員体制の見直しを関係課と協議・検討されるよう要望する。

【選挙管理委員会】

選挙管理委員会： 当日投票管理システム（投票入場券バーコード読み取りシステム）の導入については、他市自治体では実施しているので、早く正確に処理できる当日投票管理システムの導入の推進を要望する。

【市立病院】

庶務課：新病院の建設工事が半年ほど遅れている。市民は計画通りに平成26年春の開院を期待しているので、新病院の建設工事を着実に進めるとともに、診療科の新設および再開、ICU・HCUの設置、看護基準の変化などにより、医師・看護師・医療技術者などの人材が必要になるため、新病院に向けて必要な人材の確保を要望する。